

意見書

(総務省行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会(第16回)に提出)

佐藤一郎(国立情報学研究所)

2016年3月4日

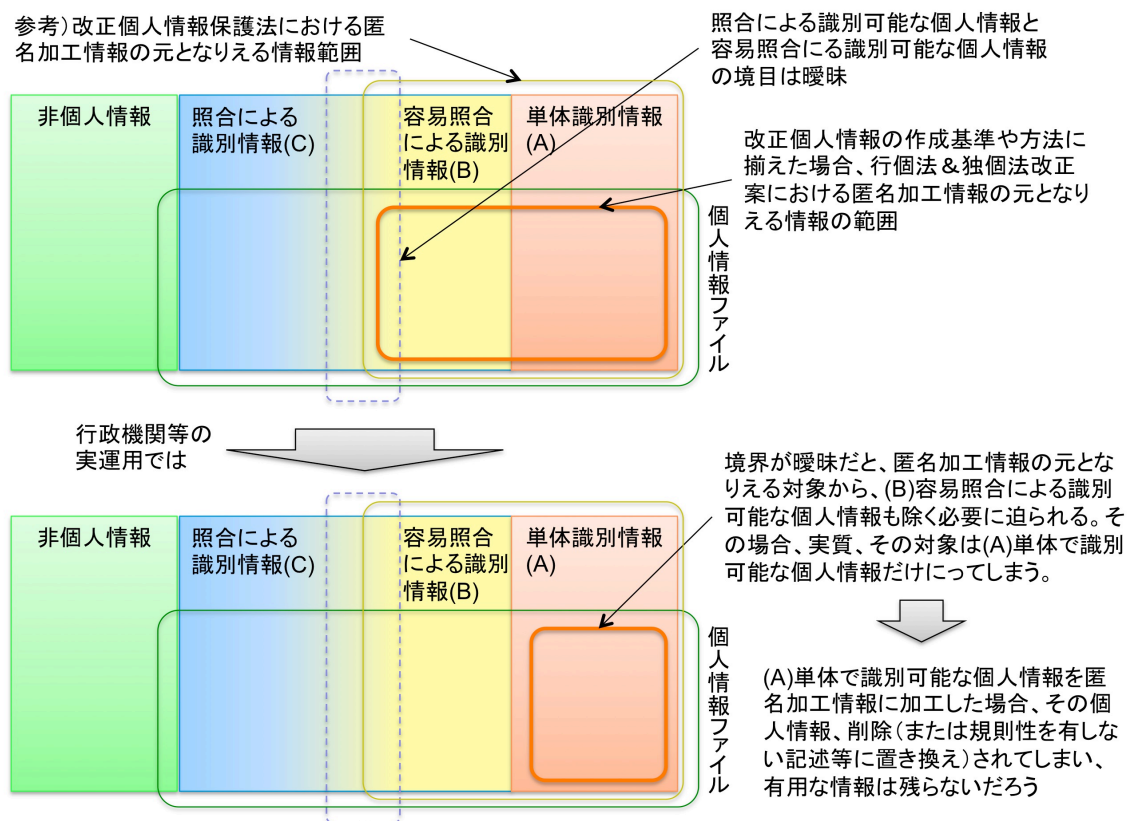
行政機関等の個人情報保護法などの改正が、本案名通りに、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用により、新たな産業の創出と活力ある経済社会と、豊かな国民生活の実現に資することを期待するところではあるが、幾つかの意見を述べておきた。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行個法)案と独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律(独個法)案は類似することから、前者を想定した意見を書くが、後者にもそのまま当てはまる。

【意見1】行政機関等における匿名加工情報の元となる個人情報は取得時に権力性・義務性があるものは対象外とすることを明記すべきではないか。本研究会で議論してきたことであるが、個人が民間事業者に個人情報を渡す場合は、ある程度の任意性がある。行政機関等は権力性・義務性をもって個人情報を取得することがあり、その場合、任意性があるとはいえない。事務局の整理は、権力性・義務性をもって取得された個人情報については、行政機関等の事務事業上に支障をきす恐れがある情報として排除できるということだと想像する。ただその場合、行政機関の判断に依存するため、個人本人の不安はぬぐいきれない。行政機関等の判断に加えて、権力性・義務性をもって取得された個人情報は同意なしの第三者提供すべきではないことを明記すべきである。行政機関の判断依存を減らすことは、EUデータ保護規則に関わる十分性条件を満足するうえでも重要となる。

【意見2】改正個人情報保護法では匿名加工情報の作成において元となりえる情報とは個人情報の範囲となり、(A)単体で識別可能な個人情報と、(B)容易照合性によって識別可能な個人情報となるが、行個法&独個法では個人情報は、(A)と(B)に加えて、(C)(なんらかの)照合性により識別可能な個人情報が含まれる。さて行個法&独個法改正で導入される匿名加工情報では、(A)と(B)、(C)の中でも個人情報ファイルがその対象となるはずである。

ところが、行個法&独個法改正案で導入される匿名加工情報における作成に関わる基準や方法を、改正個人情報保護法の方法に揃えたとすると、改正個人情報保護法では(C)は対象外になるので、(A)と(B)の中でも個人情報ファイルだけが、行個法&独個法改正案における匿名加工情報の作成において元となりえる個人情報となる。この場合、匿名加工情報として提供できる情報の範囲が狭くなり、利活用を押し下げてしまわないか。実際、(C)、つまり照合性による識別可能情報であっても、適切に加工すれば、特定の

個人の識別性を軽減でき、匿名加工情報として流通できるはずである。事務局の意図は、改正個人情報保護法における匿名加工情報に関わる規定（個人情報保護委員会が策定）をそのまま使いたかったのだと想像するが、それは匿名加工情報として提供できる情報を減らすことになり、利活用促進に逆行するともいえる。



また、行個法&独個法改正案において、改正個人情報保護法における匿名加工情報に関わる規定をそのまま使うためには、匿名加工情報の作成において元となりえる情報の範囲として、個人情報ファイルでも、(A)と(B)に含まれる個人情報は対象となるが、逆に(C)に含まれる個人情報は対象外にならないことを明記に定義するが必要が出てくるだろう。しかし、(B)と(C)の境界は曖昧であることから、匿名加工情報を作成する側の行政機関等は、本来対象外となる(C)だけでなく、(B)についても匿名加工情報の作成において元となりえる情報の範囲から外してしまい、実質、(A)だけが匿名加工情報の作成において元となりえる情報になってしまう可能性が高い。なお、(A)、つまり単体で識別できる個人情報から匿名加工情報を作成しても、個人情報は削除(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)することになり、利活用に資するような情報は残らないし、実質、行個法及び独個法における非個人情報と同等となり、匿名加工情報を導入する意味がなくなりかねない。

【意見3】意見2と関わるが、民間にとっての利便性は、民間事業者が販売した匿名加工情報と、行政機関等が販売した匿名加工情報の取り扱いが同じことであって、行政機関等が行う匿名加工情報への加工基準・方法は民間と同じである必要性はないはず。事務局としては、民間の匿名加工情報とあわせることで、行政機関等向けの匿名加工情報への加工基準・方法を作らない方針としたのだろうが、利活用促進の観点から、行政機関等向けの匿名加工情報への加工基準・方法を作り、より広い情報が匿名加工情報に加工・流通できるように考慮して欲しい。

【意見4】匿名加工情報の提供先を公開又は、個人情報保護委員会に通知する仕組みをいれるべきである（トレーサビリティ）。こうした仕組みをいれないと匿名加工情報の受領先において不正な識別等が行われていても、個人はそれに気づくことは困難であるし、個人情報保護委員会も監視することは難しいと想像する。なお、前述のように行政機関等における匿名加工情報の提供先を公開又は、個人情報保護委員会に通知する仕組みをいれても、その匿名加工情報の提供を受けた民間事業者の取扱は変わらないはずである。

【意見5】改正個人情報保護法では、匿名加工情報の取り扱い規定として、匿名加工情報からの識別行為を制限しているが、行個法改正では行政機関に対してはその制限がないと読める。民間と同様に識別行為を制限すべきである。なお、行政機関等は各種義務が課せられており、その義務により、行政機関が特定の個人の識別することは排除できるというのが事務局の整理と想像しているが、民間と同様に識別行為の制限を明記しても特に問題がないと思われる。

【意見6】匿名加工情報の作成にあたっては、民間事業者から匿名加工情報への加工してほしい個人情報ファイルの提案を受けて、行政機関側が提案を審査して、その後に民間との提供に関わる契約を想定していると推測するが、一部の民間事業者は必要以上に提案して、行政機関の当該事務量が増える恐れはないのか。一方で、その提案は行政機関の手間が増えない範囲で、民間事業者の提案から所定期間内に審査結果を通知するなど、匿名加工情報の提案から契約、提供までに要する時間を短くして、民間事業者にとって使いやすい運用を検討すべきである。

【意見7】匿名加工情報を利活用に資するようにするには、匿名加工情報を受領者側の利用目的などに応じて加工することが望ましい（オーダメイド加工）、行政機関が受領者側の要望を配慮した匿名加工情報を作成することを、努力規定でよいのでいれるべきではないか。

【意見 8】匿名加工情報でもたくさん集めれば、特定の個人の識別はしやすくなっていく。安全確保のために匿名加工情報の提供における契約段階等で、提供する匿名加工情報の数や対象を制限する仕組みを明示的に導入すべきである。

【意見 9】匿名加工情報提供先は国外でもよいとされるようだが、匿名加工情報を海外事業者提供した場合、不正な識別等をどのように発見し、それを規制するのか。なお、匿名加工情報が海外において導入事例は皆無であり、海外の執行機関が捜査協力をしている可能性は低いと予想される。

【意見 10】個人情報保護委員会から行政機関等への関与は、個人情報保護委員会が民間事業者に対して持つ権限（報告、勧告・命令など）と可能な限り同様にすべきである（立入検査に関しては不要と思う）。これはEUデータ保護規則に関わる十分性条件を満足するうえでも重要となるはずである。

【意見 11】行個法改正&独個法改正において、個人情報保護委員会の関与は匿名加工情報に限定されているようだが、EUデータ保護規則に関わる十分性条件を満足させるためにも、匿名加工情報に限らず、行政機関等における個人情報全般についても個人情報保護委員会が所管することを将来課題として検討して頂きたい。

【意見 12】匿名加工情報の受領者は行政機関等に作成に関わる対価を支払うことから、その匿名加工情報の元となる情報が情報公開法の開示対象になった場合、何らかの経済的な整合性が求められるだろう。匿名加工情報そのものを情報公開法の開示請求外にするのは経済合理性からいって妥当だが、匿名加工情報を作成するときの元になった情報は開示請求外にすべきではない。仮に匿名加工情報を作成するときの元になった情報は開示請求対象から外してしまうと、情報の隠蔽が可能になってしまう。想定として行政機関等が公開したくない情報を持っているとしよう。その場合、行政機関等は、民間事業者に依頼して、匿名加工情報として提案・契約・受領させるとともに、公開したくない情報を（匿名加工情報作成に関わる規定上の削除の必要がないのにもかかわらず）削除すれば、その情報は匿名加工情報を作成するときの元になった情報となり、情報公開法による開示請求はできなくなる。行個法&独個法の改正に合わせて、情報公開法も改正になると想像するが、情報公開法の趣旨を歪めないようにしていただきたい。